

教育行政 執行方針



平成31年第1回剣淵町議会定

例会の開会にあたり、剣淵町教育委員会の所管行政の主要な方針について申し上げます。

私たちは、自然豊かで生命を大切に育てる町「絵本の里けんぶち」に愛情や誇りを持ち、未来のふるさとを担う「人づくり」、全ての町民が笑顔にあふれ、いきいきと夢や希望の実現に向けてともに学び合い、ともに高めあい、ともに支え合う「ふるさとづくり」を進めてまいります。

以下、町の教育振興基本計画に掲げられた教育推進の基本方針に沿って、本年度の主要な施策について申し上げます。

1. 自ら学び 社会で自立して 共に生きる力を育てます

《遊びを通じた豊かな学びの推進》

幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿である、健康な心と身体、規範意識や道徳性の芽生え、言葉による伝えあい、豊かな感性と表現、生命尊重、図形・数量・文字への関心などを育むために、保育所と学校、家庭の連携を図るよう努めてまいります。

また、小学校入学児童が円滑に学校での生活や学習を始められるよう保育所と小学校間の引き継ぎを密にするとともに、本年度から小学校1年生入学時のスタートカリキュラムを導入します。

《自らいきいきと学ぶ学習活動の推進》

平成32年度から小学校、翌年度から中学校で、新たな学校教育の実施内容・基準に基づく教育が実施されます。この中では、子どもたちが変化の激しい社会と向き合い、自らの人生をきり拓いて行くための資質・能力として、何を知っていて・何ができるか（知識・技能）、知っていることをどう使うか（思考力、判断力、表現力）、学んだことを社会や人生にどう生かしていくか（人間性）が示されました。この三つの資質・能力を育むため、子どもたちが社会と

の接点を持ち、様々な人々とのつながりを保ちながら主体的、対話的に深く学ぶ「社会に開かれた教育課程」を編成してまいります。各学校の教育目標は、小学校は昭和57年から『きり拓く子』が、中学校は平成9年から『ひとりだちできる剣中生』が長く引き継がれてきました。

そして、本年度から両校共通の重点目標に『主体的な学びを育む指導の充実』を掲げました。『学力の向上』

学力向上に関しては、次の4点を重点的に推進します。

1点目は、学習指導の改善です。全国学力テストなどを活用した指導工夫改善計画に基づく少人数・習熟度別学習指導を進めるとともに、本年度から、「わかる・できる」授業づくりのため、土別市の小学校と剣淵小学校の指導教員がチームを結成して各学校を巡回し、授業改善、職員研修などを行う「授業改善指導推進チーム事業」に着手します。

2点目は、学び直しの機会の確保です。放課後ファクトリーなどの補充学習を活用して、既に学んだ内容の定着や学びきれなかった

内容の学び直しをする機会を確保します。

3点目は、学習習慣の定着です。学校と家庭が連携して、家庭学習ノート、生活リズムチェックシート・朝活・通学合宿などに取り組めます。

4点目は、自分らしさと自立した生き方をめざす学習の推進です。マイノートを活用するほか、全ての学校活動を通じて、子どもたちが自分の良さに気づき、夢を実現させる意欲と主体的に進路を選択する力を高めるキャリア教育を推進します。

『生涯にわたる学びを育む学習活動』

英語教育については、小学校中学年の英語活動と高学年の英語教科が、中学校では英語による授業が始まりましたので、英語が堪能な教員を確保するとともに、英語指導助手（ALT）を活用してまいります。

小・中各学校に学校司書を配置したことにより、児童生徒の図書利用が大きく伸びました。さらに学校図書館の運営計画を作成し、学校図書館の「読書、学習、情報」の機能の充実を図ってまいります。

また、児童生徒の情報活用能力を高めるため、日常的にICT機器やデジタル教材を使った学習を充実させます。

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、芸術文化・スポーツ、地域参加活動など体験的な学習を充実させます。平成4年度から実施され、さぬき市と剣淵町の児童合わせて1千5百人以上が参加してきた「さぬき市児童交流事業」は、本年度は剣淵町の児童がさぬき市を訪問する年となります。

「ふるさと剣淵から未来を思い描く学習」

児童生徒がふるさとの良さや課題についての関心を深め、地域の様々な活動に関わり、社会性を広げていくなかで、未来を思い描き、自己実現に向けた意識を高めていくことが重要です。このため、小中高連携教育推進協議会が中心となり、本年度からは『絵本・農業・福祉』にテーマをしばって、各学校が体験学習やまちづくり活動に取り組む小中高連携ふるさとキャリア教育を推進してまいります。《一人ひとりの学びと育ちに合った特別支援教育の充実》

学校や関係機関で構成する教育支援委員会では、乳幼児期からの継続した教育相談を実施し、ケース会議等で特別な支援を要する児童生徒に対する理解の共有を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行ってまいります。

また、小・中学校に特別支援学級を開設するとともに、併せて、障がいのある子どもとない子どもとの交流・共同学習を促進します。さらに、小学校に学習生活支援職員を配置して、児童の生活・学習面の支援を行ってまいります。《豊かな人間性と健やかな身体を育む教育の充実》

小学校に続き、中学校で道徳が教科化されます。道徳の指導に当たっては、道徳の時間のほか、家庭や地域と連携して学校の教育活動全体をとおして児童の道徳性を育んでまいります。

また、人権教育を充実させるとともに、異年代や障がいを持つ人たちの交流学習をとおして、多様性を尊重する意識を高めます。小・中学校では、全国体力テストを活用した学習指導の改善、体力手帳の活用などにより子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

《魅力ある高校づくりの推進》

剣淵高等学校は、総合学科設置校に転換して10年を経過しましたが、年々、生徒の確保が難しくなってきました。将来の地域産業を担う人材を育成するという職業高校の所期の目的に沿って教育内容を時代変化に対応した魅力あるものへと転換を図っていく必要があります。

農業教育では、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して省力化や高品質生産を実現するスマート農業の学習、農業の国際化に対応した世界基準の食品安全、環境保全などを実践する農業認証に関する学習、地域の特色を生かした食のブランド開発の学習、生物活用と観光体験型農業の学習などにより、地域を支える新たな分野を切り開く人材を育むことが求められています。

福祉教育では、福祉の知識・技能を学び、福祉の心を育むとともに、介護福祉士国家資格を有する介護サービスの実践的な人材の育成を進めてきました。さらに、生徒が学校卒業後も、将来の地域福祉や保健・医療などの分野で幅広く活躍できる資質・能力を自ら高

めていくキャリア意識、進路探求意欲を育むことが重要です。

このため、農業、福祉ともに、専門の指導教員の確保、地域・大学・企業の外部指導者の活用、及び高等専門教育への接続のための高大連携を促進する必要があります。

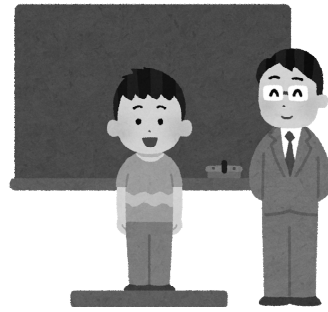
農業・福祉委託実習については、これまで海外、国内、道内、町内の農業者や法人、介護福祉施設などに受け入れをお願いして実施してきました。

ただし、農業実習では、夏の長期実習期間中は、自校農場での実習やプロジェクト学習、農業クラブ発表会参加、資格取得学習、進路開拓活動などができないという課題もありましたので、改善策を検討してまいります。

生徒募集対策では、中学校訪問と学校紹介資料の中学校生徒への提供、ホームページによる学校情報の発信、体験入学などの取り組みを進めるとともに、道外からの入学者受入れに向けて、地域性を生かした学習内容の編成を進めてまいります。

学校・地域連携では、絵本・農業・福祉にテーマをしばった「小

中高連携ふるさとキャリア教育」を推進するとともに、地域福祉ボランティア活動、農業ブランドの開発研究などの「学校を核にした地域づくり」を進めてまいります。



2. 多様な学びを支える 教育環境を整えます

《安全・安心で快適な学校環境の整備》

策定を進めてきました学校施設長寿命化改修基本計画は、小・中学校施設を一体化して改修・増築する方向で取りまとめが進められました。大きな負担を伴う事業ですので、計画内容について、教育関係にとどまらず、町議会を始め、町民の皆様の説明をさせて頂き、ご意見を頂戴しながら、事業実現に向けた合意形成を図ってまいりたいと考えております。

〈学校保健の充実〉

児童生徒が健康で安全な生活を送ることができるよう、薬物乱用防止・感染症予防教育、食物アレルギー対策、むし歯予防対策、生活習慣病予防対策などを推進してまいります。

〈学校安全の充実〉

交通安全では、通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の合同点検調査を行い危険箇所の改善協議を進める通学路安全推進会議を設けました。

登下校時の安全対策では、「子ども110番の家」の設置、スクールガード・リーダーによる学校と通学路の巡回パトロールなどの取り組みを進めます。

緊急時対応では、昨年発生した地震被害や冬季暴風雪による登下校連絡などで電子メールによる連絡網が効果を発揮しています。

防災教育では、小学校で「1日防災学校」の実施を計画しております。

〈食育・学校給食の充実〉

学校給食は、食材費等の高騰により厳しい運営となっています。姉妹都市交流給食、災害や緊急時の非常食などについては町が負担

することとしましたが、給食費負担について学校給食会に検討をお願いしたいと考えております。

また、給食会計の公会計化に向けて準備を進めてまいります。

町の食育計画に基づき、健全な食生活と健康増進、地域の食と農業の歴史と文化などへの理解を深めることを目的として、各学校の保健や各教科、給食の時間などで食育指導を行ってまいります。

《学校力の向上と学校間連携の促進》

教職員の指導力の向上のため、「教員育成指標」に基づく研修機会を確保するとともに、教職員の服務規律・各種法令・情報モラルの遵守、交通事故や違反防止、体罰防止のため、職場研修などの充実を図ります。

教員の勤務時間の長さが問題となっていることから、国、道の取り組みに合わせて「学校における働き方改革アクションプラン」を策定しましたので、学校閉庁日の設定、部活動休養日の設定、校務のICT化と業務改善、地域による学校支援などを進め、教職員の勤務時間の縮減を図ってまいります。

学校間連携では、小中高連携教育推進協議会が中心となり、児童生徒、教職員間の交流、学校間の情報交流、共同の調査研究・研修活動などを進めてまいります。

小中連携・一貫教育では、小・中学校間で、育成したい子ども像と学校経営方針、学習指導や生徒指導上の課題、学校評価を共有し、義務教育9年間の系統的・継続的な教育課程の編成、教科ごとの小中教員の乗り入れ授業や小学生の中学校登校学習などの取組について協議を進めてまいります。

《学びのセーフティネットの充実》
〈子どもが安心して学べる教育相談〉

これまで、教育相談室に専任の指導員を配置し、一般相談と合わせて各学校の巡回相談を行ってききました。今後とも、子どもの学校生活や家庭教育の悩みなどの相談窓口として利用しやすい相談室を目指してまいります。

また、スクールカウンセラーの小・中、高等学校への定期巡回を行っていくとともに、教育上の困難を抱える家庭に対しては、スクールソーシャルワーカーを活用した相談支援を行ってまいります。

「いじめ・不登校等対策」

いじめ防止対策では、町の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの予防、早期発見と早期対応を進めてきました。

様々な理由から学校生活になじめない、登校が継続できない不登校の児童生徒に対しては、教員による学習と生活面の指導や家庭訪問、スクールカウンセラーとの定期相談などのほか、必要に応じて専門相談と登校に向けた適応指導を行うつてまいります。

また、いじめ未然防止プログラムに沿った予防教育、児童生徒の絆づくり、子ども理解支援ツール「ほっと」を活用した児童生徒理解・指導に取り組みます。

「ネットコミュニケーション見守り活動」

ネットトラブルやネット被害、ネットいじめの防止のために、児童生徒および保護者を対象としたネット被害防止講座の開催、ネットコミュニケーション見守り活動の一環として行う情報モラルやマナー指導、子どものネット利用状況調査、家庭でのフィルタリングと利用ルールづくり、ネットパトロールなどを推進します。



《教育機会の均等のための経済的支援の充実》

これまでの要保護・準要保護世帯に加え、特別支援学級等の児童生徒に対する就学支援助成を実施するとともに、大学等への進学者に対する奨学資金の貸付を継続してまいります。

小・中学校児童生徒の教材費負担の一部軽減を継続して行います。

3．地域ぐるみで子どもを育てます

《地域とともにある学校づくり（コミュニケーション・スクール）》

地域住民が学校の運営に参画・支援していくことを目的として、小中学校合同学校運営協議会を設置しました。主な活動内容は、各学校の学校運営方針の審議と承諾、学校評価、学校支援活動についての協議などです。

高等学校は、既に学校運営審議会を設けていますが、制度に沿ってコミュニケーション・スクールへ転換したいと考えております。

《地域で子どもを守り育てる活動の推進》

青少年の非行防止と健全育成を目的として、青少年健全育成協議会による町内無線啓発放送、標語コンクール、街頭パトロールなどを行ってまいります。

また、地域の人たちが、学校の授業や部活動・学校行事などの支援、子どもたちの放課後や土曜日の学習や体験活動の支援、家庭教育の支援などを行う地域学校協働活動を推進してまいります。

4．町民が学びあい 支えあう
ふるさとづくりを進めます

《ふるさとづくりの推進》

「公民館活動と生涯学習の推進」
公民館では、町民の多様な課題に応じた学びの場となる公民館講座の開設や学習成果を発表する機会の提供、分館講座の開催を支援してまいります。

高齢者学級「平波大学」は、高齢者が集い、楽しく学びながら、仲間づくりや生きがいづくりを行ってまいりました。今後とも、様々な高齢者が参加しやすい学習内容となるよう改善を図ってまいります。

国際交流活動については、国際交流の会が行っている海外からの留学生のホームステイ受け入れを支援してまいります。

新しいまちづくり運動は、ふるさとづくり、ふれあいづくり、生活見直しの各運動を全町的に進めてきました。今後とも町民の皆様の参加と協力をお願い致します。

「絵本の里づくり活動と絵本読書活動の推進」

絵本の館は、年間を通して絵本・図書の閲覧と貸出、絵本原画展・絵本の里大賞などの絵本の里づくり、子育て支援、絵本普及の

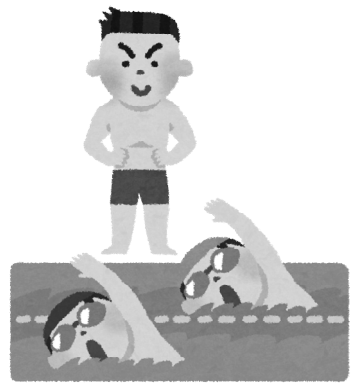
各事業が行われてきました。今後とも、特色ある絵本・図書資料の収集と利用サービス、絵本の里の情報発信、絵本出版社・絵本作家などとの交流の充実を図ってまいります。

本年10月に絵本の館で開催される「全国絵本ミュージアム会議」は、講演会やシンポジウムが計画され、全国の絵本館などから多くの方々が訪れます。

読書推進では、子ども読書活動推進プランに基づき、ブックスタートに始まる家庭での読書、学校での読み聞かせや読書推進活動、町内各施設を対象にした絵本読み聞かせや巡回文庫などの活動を絵本の館と学校、家庭、地域の読み聞かせボランティアや絵本・読書サークルと協力して推進してまいります。

文化財の保護及びふるさと伝承の保存・活用
文化財の保護では、郷土資料館、屯田兵屋及び開拓記念木「やちだも」等の文化財の適切な保護管理に努めます。

また、伝承芸能の保存継承団体である屯田太鼓・子龍太鼓、剣淵神楽の活動を支援してまいります。



「まちを創る心と身体を育てる
芸術文化・スポーツづくり」の
推進

芸術文化事業では、町民文化祭、町民映画鑑賞会、文化芸術鑑賞会、芸術鑑賞・社会見学バスツアーなどを関係実行委員会などと連携して実施します。

スポーツの推進では、公民館による軽スポーツ教室、水泳教室や、スポーツ団体委託スポーツ教室・大会を実施するとともに、海洋性スポーツ、クロスカントリースキー、チャリデーティングなどの特色ある地域スポーツ活動を支援してまいります。

さらに、町の保健担当部局とも

連携して、町民の健康運動スポーツに対する関心を高め、活動の参加者を伸ばしていく必要があります。5月最終水曜日である5月29日には、健康運動やスポーツ活動に親しむきっかけづくりのため、「スポーツチャレンジデー」を実施しますので、多くの町民の皆様に参加をお願い致します。

子どもたちの体力・運動能力の向上と運動習慣づくりでは、アクティブキッズクラブなどの運動に親しむ機会を設けていくとともに、スポーツ少年団活動の助長を図ります。

「まちを創る基盤を整える「条件づくり」の推進」

町民の生涯学習や芸術文化・スポーツ活動の推進体制づくりでは、今後とも、社会教育主事、司書、地域学校協働活動推進員、B & G 海洋センター指導員などの専門職員を養成、活用してまいります。

また、体育協会、文化協会、PTA連合会、スポーツ少年団本部、絵本の里を創ろう会などの社会教育団体の活動を支援してまいります。

社会教育施設では、町民センター、りんどう交流館は、各種団体

の学習・交流の場として利用者の増と適切な運営管理に努めます。

社会体育施設では、B & G 海洋センター体育館・プール・艇庫、多目的運動広場、武道館、平波球場、及び本年度から所管する屋内ゲートボール場の利用者増と適切な運営管理に努めます。

以上、平成31年度の教育行政執行に関する方針について申し上げます。教育行政を預かる教育委員会への使命と責任を深く認識し、町長部局や関係機関、各種団体と密接に連携を図り、教育環境の整備、充実に努めてまいります。一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

